

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」改正案の 区民等の意見提出手続の結果について

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」という。）の改正案について、区民等の意見提出手続の実施結果を報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 区民等の意見提出期間

令和元年 9 月 15 日（日）から令和元年 10 月 14 日（月）まで

(2) 公表方法

- ・ 広報すぎなみ（9 月 15 日号）
- ・ 区公式ホームページ
- ・ 文書による閲覧
（区政資料室、区民事務所、図書館）

2 意見提出実績

総数 2 件（個人 2 件）延べ 3 項目

3 提出された意見の概要と区の考え方

別紙のとおり

4 条例の改正案の修正について

提出された意見に基づく修正は、ありません。

提出された意見の概要と区の考え方

意見の概要	区の考え方
<p>個人情報が入ったマイナンバーカードに全て記録され、これを行政や行政が許可した組織に利用されることは、区民個人が丸裸にされ何から何までみられてしまう危険が大きい。「証明書取得が楽になる」を売りにして、個人番号普及を迫るが、国行政による国民管理と企業利益利便性のためにカード利用を普及させたいのです。</p> <p>個人個人を一つの番号で管理することは個人の全ての情報が一括管理され、どの情報も簡単に引き出されてしまう、このことの恐ろしさを想像して欲しい。</p> <p>加えて、システムの不具合や管理者のミスで、情報が一気に大量に漏れてしまう事件が多く、さらには企業や業者が情報を悪用する事件も起きています。情報を行政に一括管理させることは危険が大きすぎます。</p> <p style="text-align: center;">〔ほか、同趣旨1件〕</p>	<p>以下のとおり、マイナンバーカードで個人情報を名寄せして管理されることはありません。</p> <p>マイナンバーカードのICチップには、税や年金、病歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。ICチップに記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る「電子証明書」等）、③市町村が条例で定めた事項等、に限られます。</p> <p>また、個人情報は各行政機関等に分散して管理されておりますので、マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップなどに個人情報が蓄積されることはありません。</p> <p>マイナンバー制度は、公平・公正な社会の基盤（インフラ）として、将来の世代に社会保障制度を引き継いでいくために導入された制度で、法により実施されるものです。区では、特定個人情報保護評価を実施するなど個人情報の保護に万全を期したうえ、一層の区民の利便性向上と行政事務の効率化を進めてまいります。</p>
<p>これまで情報の安全性の確保が壊されてきたことの事件は後を絶ちません。漏れた時の個人の賠償責任の記述は一切ありません。損害賠償の規定を載せるべきです。</p>	<p>公務員の故意・過失に起因して、個人情報が漏れいし、それにより損害が生じた場合については、国家賠償法に基づく責任が問われることとなることから、条例に規定はしていません。</p>